

『 低圧電気取扱業務特別教育の実施について 』

公益社団法人須賀川労働基準協会

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条において、事業者は「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に従事する労働者に対し、低圧電気取扱業務特別教育を行わなければならないことになっております。（「低圧」とは、直流で750ボルト以下、交流600ボルト以下である電圧をいう。）

また、電気工事士の資格者に対しても、低圧電気取扱業務に従事させる場合は、この特別教育を修了していなければなりません。

当協会では、標記教育を下記により開催致しますので、対象者についてこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1、日 時 令和7年10月28日(火) 8:50~17:20 (受付8:30~8:45)

2、場 所 (株)LIXIL総合技術研修センター研修棟1階101号

3、講習科目 (学科教育)

低圧の電気に関する基礎知識	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
関係法令	1時間

4、受講資格 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、自社において実技教育を7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上)受けた者。

◆実技教育修了証明書のある受講申込書の原本を提出して下さい。

5、講習料等 須賀川協会会員 10,670円

【受講料9,900円(税込)、テキスト代770円(税込)】

非会員事業場 12,870円

【受講料12,100円(税込)、テキスト代770円(税込)】

6、申込期限 令和7年10月17日(金) ただし、定員20名に達し次第締め切ります。

7、申込方法

- ①協会に直接申し込む。 } 実技教育修了証明書付きの受講申込書に
②現金書留で郵送する。 } 受講料を添えて、申込期限までに申し込んで下さい。
③FAXで申し込む。 FAX 0248-72-7995

FAXで申し込みの場合、受付票と請求書を送信いたしますので、確認後受講料を申込期限までに振り込んで下さい。(振込手数料はご負担下さい。)

入金を確認後、「受講票」と「領収証」をFAX又はメールでお送りします。

メールで送信を希望する場合、申込書にメールアドレスを記入して下さい。

◆なお、受講申込書の原本は郵送又はご持参下さい。

【振込先】 東邦銀行須賀川支店 普通預金 No.1241908

公益社団法人 須賀川労働基準協会

8、申込先

公益社団法人 須賀川労働基準協会

〒962-0834 福島県須賀川市旭町227-1

TEL 0248-75-0244 FAX 0248-72-7995

9、留意事項

①受講票・筆記用具をご持参ください。

②申込期限以降の受講者の変更については、受講日の3日前(10月23日)までにご連絡ください。連絡がない場合、受講当日の欠席については、受講料は返戻致しません。申込期限以降の取り消しについても受講料は返戻致しません。

なお、受講料を返金する場合は、振込手数料を差引いて振込させていただきます。

- ③遅刻、早退、一時退出者には、修了証を交付致しません。
- ④会場に食堂があります。昼食を希望される方は、申込書の下欄の有・無に○をつけて下さい。代金は550円、支払いは受講当日受付時にお願い致します。
(おつりのないようお願い致します。)
申し込み後の追加及びキャンセルは出来ません。又、申込書に○がない場合は、希望なしといたします。
- ⑤駐車場は、建物正門入口からではなく、正門下の西門入口からの駐車場を利用して下さい。(緑のポールが目印です。)
- ⑥受講者が少人数の場合、中止又は教室が変更になる場合もあります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
その際はご連絡致します。

【会場のご案内】

LIXIL総合技術研修センターへは下の地図をご参照下さい。

